



- 二 協議がととのわなかつた場合にはその旨及びその内容、協議をすることができないなかつた場合又は協議かととのわなかつた場合にはその旨及びその理由
- (入会林野整備に係る調停の申請)
- 第八条** 法第八条第一項の規定による調停の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。
- 一 相手方の氏名又は名称及び住所
  - 二 申請の趣旨
  - 三 協議の経過の概要
- (入会林野整備計画の変更)
- 第九条** 第四条の規定は、法第九条第三項の規定による同意について準用する。
- 1 第五条第一項及び第三項(同項第一号を除く。)の規定は、法第九条第一項又は第二項の規定による変更の申請について準用する。
- (規約等の変更の届出)
- 第十条** 法第九条第六項の規定による規約又は代表者の変更の届出は、変更の内容(代表者の変更にあつては、変更前及び変更後の代表者の氏名及び住所)及びその理由を記載した届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。
- (入会林野整備に係る土地等の出資の届出)
- 第十一条** 法第十四条第三項の規定による届出は、出資を受けたことを証する書面二通を添附してしなければならない。
- (旧慣使用林野整備計画の決定手続及び内容)
- 第十二条** 法第二十条第一項の規定による確認は、当該旧慣使用権者が当該旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていない旨を記載した書面によつて得なければならない。
- 2 第四条第二項から第六項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、これらの規定中「同意」とあるのは「確認」と、「関係権利者」とあるのは「旧慣使用権者」と、これらの規定(同条第二項柱書前段を除く。)中「申請人代表者」とあるのは「市町村長」と、同項柱書中「法第三条」とあるのは「法第十九条」と、「入会権者の代表者(以下この条において「申請人代表者」という。)」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 3 法第二十条第一項の農林水産省令で定める権利は、電線路施設その他公共の用に供されている施設の用地に係る権利とする。
- 4 法第二十条第一項の農林水産省令で定める处分の制限がある旧慣使用権者であるものとする。
- 5 第二条の規定は、法第二十条第四項において準用する法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める事項について準用する。
- (旧慣使用林野整備に係る旧慣使用権者の同意)
- 第十三条** 第四条の規定は、法第二十一条第一項の規定による同意について準用する。
- (旧慣使用林野整備計画の認可の申請)
- 第十四条** 第五条の規定は、法第十九条の認可の申請について準用する。
- (旧慣使用林野整備に係る土地等の出資の届出)
- 第十五条** 第十一条の規定は、法第二十三条第二項において準用する法第十四条第三項の規定による届出について準用する。
- (立入り等の公告)
- 第十六条** 法第二十五条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、立入り又は立木竹の伐採の目的、場所及び期日に關する事項を、五日間、立ち入ろうとする土地又は伐採しようとする立木竹の所在する土地を管轄する市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供する方法により行わなければならない。

- (映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)
- 第十七条** 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百九十四号)において読み替えて準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)以下「準用行政不服審査法」という。第三条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。の期日における審理を行つ場合は、審理関係人(準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下の条及び第二十条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員(準用行政不服審査法第十二条第二項に規定する審理員をいう。第十九条において同じ。)が相当と認める場所を、審理関係人ことに指定して行う。
- (送付に要する費用の納付方法)
- 第十八条** 準用行政不服審査法施行令第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 郵便切手又は農林水産大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法
  - 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により準用行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法
- (審理員意見書の提出)
- 第十九条** 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含み、事件記録(準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。)に該当するものを除く。)とする。
- 一 審理関係人その他の関係人から審理員に対して行われた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可の申請その他の通知
  - 二 審理員が審理関係人その他の関係人に対して行つた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可その他の通知
  - 三 その他の審理員が必要と認める書類
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四五年九月一日農林省令第四七号) 抄
- 1 (施行期日) この省令は、農地法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十五年十月一日)から施行する。
- 附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄
- 1 この省令は、農地法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十五年十月一日)から施行する。
- 附 則 (昭和五五年八月一九日農林水産省令第三八号) 抄
- 1 この省令は、民事執行法の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。
- 附 則 (平成一七年三月七日農林水産省令第一八号) 抄
- 1 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
- 附 則 (平成二八年三月三一日農林水産省令第二三号) 抄
- 1 この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
- 附 則 (令和元年一二月一六日農林水産省令第四七号)
- この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一一月二八日農林水産省令第六三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中土地改良法施行規則第八条、第五十七条の二の二第一項、第八十一条、第九十一条第二項及び第一百六条の改正規定、第六条から第八条まで並びに第十一条の規定、第十三条中入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則第十六条の改正規定並びに第十四条から第十六条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。